

## 医療費控除が変わります

領収書の代わりに明細書の提出が必要になります



平成29年度の税制改正により、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』又は自己負担額が記載されている『医療費通知』の添付が必要となり、領収書の提出が不要となりました。

『医療費控除の明細書』は、確定申告期間中（平成30年2月16日～3月15日）に広川町役場税務課でも配布する予定ですが、広川町ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

なお、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来の方法（医療費の領収書の添付又は提示）でも受付できます。

■領収書は5年間保存が必要です  
医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

■明細書の記入の省略が可能です  
医療保険者から交付を受けた

『医療費通知』を添付すると明細書の記入を省略できます。（『医療費通知』とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、左記の6項目全てを記載しているものに限りません。）

①被保険者（又はその被扶養者）の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称、⑤被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額、⑥保険者の名称

なお、広川町の国民健康保険後期高齢者医療保険の平成29年中の『医療費通知』については、自己負担額が記載されていないため、『医療費控除の明細書』の作成を要します。

■明細書 QR コード



※医療費控除の明細書は広川町役場のホームページにも掲載しています。

## スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設について

健康維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC薬（\*1）の購入にあたって年間12,000円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち12,000円を超える額を所得から控除します。（年間の控除上限額88,000円）  
なお、平成30年度（平成29年分）の申告から控除の対象となりますのでご注意ください。

### ■健康維持増進への取組

健康維持増進および疾病の予防への取組とは、左記の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る）を受けていることを要件とします。

- ① 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、② 予防接種、③ 定期健康診断（事業主健診）、④ 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）、⑤ がん検診
- ※対象となる方は、平成29年1月

■明細書 QR コード



※セルフメディケーション税制の説明の明細書は広川町役場のホームページにも掲載しています。

\*1 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（スイッチOTC薬の範囲については厚生労働省ホームページでご確認ください）  
■厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

1日以降の領収書や当該取組を行ったことを明らかにする書類を『セルフメディケーション税制の明細書』の裏面に添付を要します。※この特例は現行の医療費控除との併用はできません。

## 平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底します

個人住民税（市町村民税+県民税）の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、所得



税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、納入していただく制度で、地方税法で義務付けられています。

### ◆特別徴収を徹底します

和歌山県および県内市町村並びに近畿府県等において、平成30年度から、原則給与支払者である事業主すべてを一斉に特別徴収義務者として指定し、事業主が従業員の個人住民税を給与から特別徴収していただくよう徹底していきます。平成29年度は普通徴収（従業員が自分で納付）となっていたる事業者につきましても、普通徴収の対象となる従業員を除き、その本人が普通徴収を希望したとしても

特別徴収の強制指定をさせていただくこととなります。

個人住民税をはじめとする地方税は、皆様の身近な行政サービスに使われています。

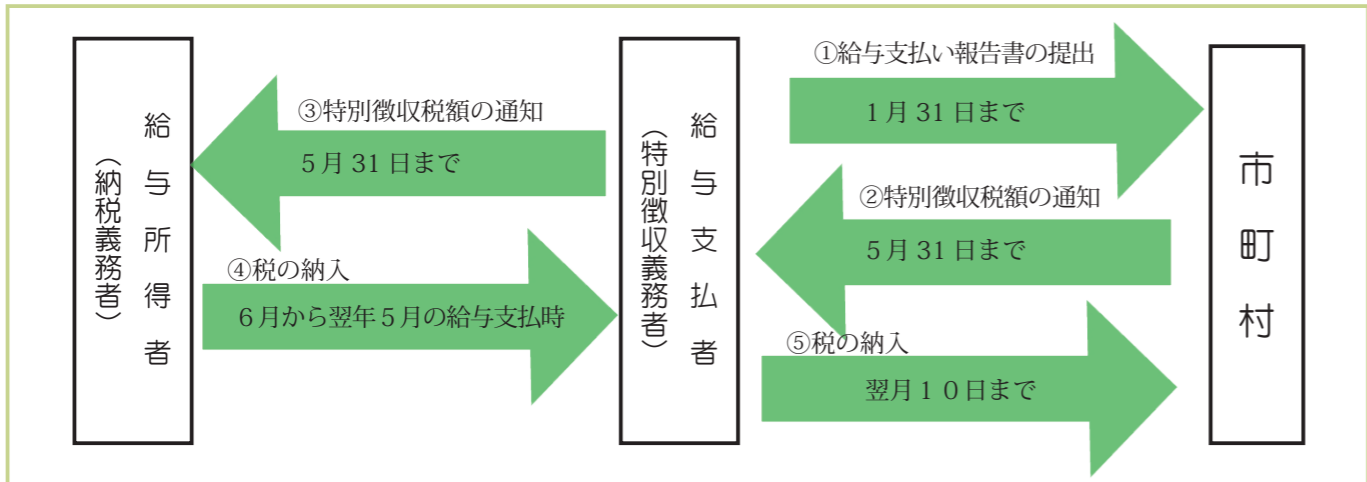
個人住民税の特別徴収の徹底に関する取組みについて、ご理解とご協力をお願いします。

### ◆普通徴収対象者

左記の普通徴収の対象となる従業員がいる場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）

### ▼個人住民税の特別徴収の方法による納税のしくみ



### ◆固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に応じて課税される地方税です。平成29年中に次の事項に該当する方は届けや申告が必要な場合があります。

#### ■家屋

家屋の新増築および取壊しをされた場合はお知らせください。（新規や変更の登記をされた場合はご連絡が不要となる事があります。税務課税務班より連絡をさせて頂くこともあります。）

#### ■償却資産

事業のために所有している資産については、翌年1月末日までに申告が必要です。申告書が必要な方はご連絡ください。



▶詳しくは税務課税務班（☎23-7734）まで